

	用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 4.事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5.指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号）、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五念大分県規則第五号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
--	---

4、事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜まで （12月31日から1月3日までを除く。）
営業時間	午前8時30分から午後5時までとする。

5、事業所の職員体制

管理者 （常勤1名）	・職員と業務の管理、職員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス提供責任者 （常勤1名）	・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明、同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・職員の業務の実施状況を把握します。 ・職員に対する研修、技術指導を行います。
訪問介護職員 （常勤換算2.5名以上）	・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。

6、サービスの内容

（1）提供するサービスの内容について

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生
------	--------------------------------------